

NISA & ジュニアNISA ご利用プログラム

期間：2017年1月1日～2017年12月31日

個人投資家向けの非課税制度には20歳以上のお客さまを対象とした『NISA』と、
20歳未満のお客さまを対象とした『ジュニアNISA』の2種類があります。

プログラム概要

NISA口座またはジュニアNISA口座で
投資信託50万円以上ご購入純増

カタログギフト
5千円分

抽選で



期間中、NISA口座またはジュニアNISA口座で投資信託（MMFを除く）をご購入いただき、判定日におけるプログラム開始日からの純増額が50万円以上となるお客さまのうち抽選で10名さまあたり1名さまに5,000円相当のカタログギフトをプレゼントいたします。

<写真はイメージです>

- ご購入金額には、申込手数料・消費税を含みます。
- 当選者の方への通知は商品の発送をもって代えさせていただきます。
- 判定日時点において投資信託を購入したNISA口座またはジュニアNISA口座、普通預金口座が解約されている場合は対象外となります。
- NISA口座、ジュニアNISA口座は、所轄税務署の非課税適用の確認を経て開設するため、口座開設手続きが完了するには1～2ヶ月程度かかります。余裕をもってお申し込みください。

～判定日について～

判定日は四回あり、各判定日時点で条件を満たしたお客さまを対象に抽選し、各回10名さまに1名の割合で当選されます。（但しお一人さま一回限りの当選です。）

	判定日	ギフト送付予定
第一回目	2017年3月31日	2017年4月頃
第二回目	2017年6月30日	2017年7月頃
第三回目	2017年9月30日	2017年10月頃
第四回目	2017年12月31日	2018年1月頃

投資信託は元本割れのリスクがあり、また各種手数料がかかります。投資信託の元本割れのリスク・手数料等・解約制限などのご注意点、NISA口座、ジュニアNISA口座についてのご注意点を裏面に記載しておりますので必ずご確認ください。

はじめての投資でもわかりやすく丁寧に説明申し上げます。まずはお問い合わせください。

はじめて
でも安心

NISA・ジュニア
NISAの制度・仕
組みについて

NISA・ジュニア
NISAをご利用いた
だく際のご注意点

お客さまのニーズ
や投資経験を
お伺い

あおぞら銀行の
投資信託
について

NISA・ジュニアNISA
口座開設手続きと
必要書類

あおぞらホームコール **0120-250-399**

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お電話いただく際は、お手元に通帳など、お客さま番号がわかるものをご用意ください。



あおぞら銀行

AOZORA

〔NISA&ジュニアNISAご利用プログラムについて〕

●プログラム実施期間を表示しておりますが、本プログラムは、継続的に実施する常設のプログラムです。●本プログラムは実施期間中に予告なく終了、または内容の変更を行う場合があります。●プログラム開始日から判定日までのNISA口座またはジュニアNISA口座における投資信託（MMFを除く）の購入（取得）累計金額から「解約（償還）累計金額を差し引いた金額（純増額）が50万円以上となるお客さまのうち抽選で10名さまあたり1名さまに5,000円相当のカラオケギフトをプレゼントいたします。●プログラム期間中にNISA口座またはジュニアNISA口座で50万円以上投資信託をご購入いただいた場合、判定日時時点で純増額が50万円未満な場合は、プログラム適用対象外となりますのでご注意ください。●約定日が2017年1月1日から2017年12月31日までのお取引が対象となります。2016年12月31日までのお申し込みで約定日が2017年1月1日以降となるお取引はプログラム対象となり、2017年12月31日までのお申し込みで約定日が2018年1月1日以降となるお取引はプログラム適用対象外となりますのでご注意ください。●購入（取得）累計金額には、申込手数料・消費税を含み「解約（償還）累計金額」は信託財産留保額を差し引いた金額です。また、償還には繰上償還も含まれます。分配金再投資は純増額計算の対象外です。●当行にて実施中の他のキャンペーン・プログラムを適用された場合、本プログラムの適用が出来ない場合がありますので、詳しくは店舗（窓口）または以下おぞらホームコールにお問い合わせください。

〔投資信託に関するご注意点〕

●元本の保証はありません。株式相場・債券相場等の下落、組入株式・債券等の発行体の倒産や事業活動の変化、財務状況の悪化等による価格の下落、外貨建資産については為替相場の変動などの影響による基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を大きく割り込むおそれがあります。●手数料等として、商品毎に設定された、購入時手数料（購入金額に対して最大3.78%（税込））、信託報酬（純資産額に対して最大年率2.727%（税込）（成功報酬を除く。別途運用実績に応じた成功報酬が設定されている場合には、年率2.727%（税込）を超える場合があります。）、信託財産留保額（換金時の基準価額に対して最大0.5%）、換金時手数料（解約金額に対して最大1.08%（税込）、または1万円あたり最大108円（税込））、その他諸手数料・諸費用等をご負担いただけます。また、ご購入・換金時以外貨両替を伴う場合には、為替手数料（片道1米ドルあたり50銭（往復で1円））をご負担いただけます。（2017年1月1日現在の当行の取扱商品についての記載です。）●運用による損益は、すべて、投資信託を保有するお客さま（受益者）に帰属します。●換金できない期間（クローズド期間）が設けられている場合があります。●手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、各商品の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面やお客さま向けの資料で必ずご確認ください。●投資信託は預金（債券）ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行にて購入された投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。銀行は募集の取扱い等を行います。●ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申込みください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面は、当行本支店にご用意しております。インターネットバンキングの投資信託サービスにおいては、当行所定の電子交付の方法にて提供します。

〔NISA口座に関するご注意点〕

●口座を開設しようとする年の1月1日時点で満20歳以上の日本に居住する個人の方および恒久的施設を有する非居住者の方が対象です。●NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人につき一つの口座のみ開設できます。（ただし、金融機関等を変更した場合を除きます。）●一定の手続の下、NISA口座を開設する金融機関を変更することが可能です。また、NISA口座を廃止した場合でも再開設が可能です。ただし、金融機関の変更をしようとする年、またはNISA口座を廃止しようとする年の非課税投資枠を既に一部でも利用しているときは、翌年まで変更または再開設ができません。●複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合には、最も希望していた金融機関では口座開設できないことや口座開設までに相当の時間を要することがあるなど、手続きが円滑に進まないおそれがあります。●NISA口座を開設すると、開設日が属する勘定設定期間（※）内の開設日以降の各年における非課税投資枠が設定されます。（※）勘定設定期間：①2014年1月1日から2017年12月31日まで（4年間）②2018年1月1日から2023年12月31日まで（6年間）●NISA口座を開設していただくには、当行で投資信託口座を開設していただく必要があります。ただし、当行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、投資信託口座およびNISA口座を開設いただけない場合があります。あおぞら銀行のNISA口座は、当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託を対象とします。●NISA口座の税務上の損益は、利益については非課税扱いとなりますが、損失についてはおこたえとして扱われます。このため、NISA口座での換金時もしくは払出し時の時価が当初取得時の時価から下落している場合でも、課税口座の売買益や分配金との損益通算ができず、損失の繰越控除の適用を受けることもできません。●NISA口座は毎年120万円の非課税投資枠が設定されます。利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことはできません。●公募株式投資信託の酒当所得は、普通分配金と元本払戻金（特別分配金）があり、このうち元本払戻金（特別分配金）は、元々非課税であるため、NISAによる非課税のメリットを享受できません。

〔ジュニアNISAに関するご注意点〕

●日本に居住する個人の方および恒久的施設を有する非居住者の方のうち50歳以上19歳以下（口座開設年の1月1日時点）の未成年者の方が対象です。●ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人につき一つの口座のみ開設できます。また、ジュニアNISA口座開設後の金融機関等の変更はできません。●複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合には、最も希望していた金融機関では口座開設できないことや口座開設までに相当の時間を要することがあるなど、手続きが円滑に進まないおそれがあります。●当行では、ジュニアNISA口座の運用管理者は、原則として親権者等法定代理人、または去定代理人から当行所定の書面による委任を受けた口座名義人の祖父母の方のうち、お一人とさせていただきます。●ジュニアNISA口座に入金する資金は、口座名義人本人のご資金に限られます。口座名義人以外の資金により、投資が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。●ジュニアNISA口座からの払出し時の手続き者は、口座名義人が未成年である場合は親権者等法定代理人とします。●当行は、法定代理人による払出し時（払出し制限解除後の払出しを含む）に、法定代理人に対し、口座名義人のために使われることを確認します。払出しを行った資金を口座名義人本人以外の方が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。●原則、その年の3月31日において口座名義人が18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。ジュニアNISA口座から払出しを行った場合にはジュニアNISA口座は廃止され、災害時等やを得ない事由による払出しの場合を除き、過去に非課税として支払われた譲渡益や配当等については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。●ジュニアNISA口座を開設していただくには、当行で投資信託口座を開設していただく必要があります。ただし、当行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、投資信託口座およびジュニアNISA口座を開設いただけない場合があります。あおぞら銀行のジュニアNISA口座は、当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託を対象とします。●ジュニアNISA口座の税務上の損益は、利益については非課税扱いとなりますが、損失についてはおこたえとして扱われます。このため、ジュニアNISA口座での換金時もしくは払出し時の時価が当初取得時の時価から下落している場合でも、課税口座の譲渡益や配当等との損益通算ができず、損失の繰越控除の適用を受けることもできません。●ジュニアNISA口座は毎年80万円の非課税投資枠が設定されます。一度利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことはできません。●公募株式投資信託の酒当所得は、普通分配金と元本払戻金（特別分配金）があり、このうち元本払戻金（特別分配金）は、元々非課税であるため、ジュニアNISAによる非課税のメリットを享受できません。●口座名義人本人が成人となった場合、その旨を当行に届出のうえ、以降の手続きを口座名義人本人から行っていただきます。

〔その他のご注意点〕

●NISA・ジュニアNISAの口座開設にあたっては、当行所定の書類をご記入のうえ、お申込みいただく必要があります。詳しくは店頭、またはあおぞらホームコールまでお問い合わせください。●本資料は2017年1月1日現在の法令等に基づき作成しておりますが、今後、内容等は変更となる可能性があります。

株式会社あおぞら銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

2017年1月1日時点